

都内母子生活支援施設の現状

令和元年6月18日

母子生活支援施設とは

<児童福祉法第38条>

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

夫からの暴力や経済的困窮など、さまざまな問題を抱える母子（子は原則として18歳未満）の保護や自立支援を行う施設で、母と子が一緒に入所できる唯一の児童福祉施設である。

【資料内訳】

- 1 母子生活支援施設の概要、入所者、職員、委託事業など
- 2 施設や入所者に対する支援・補助等の実績

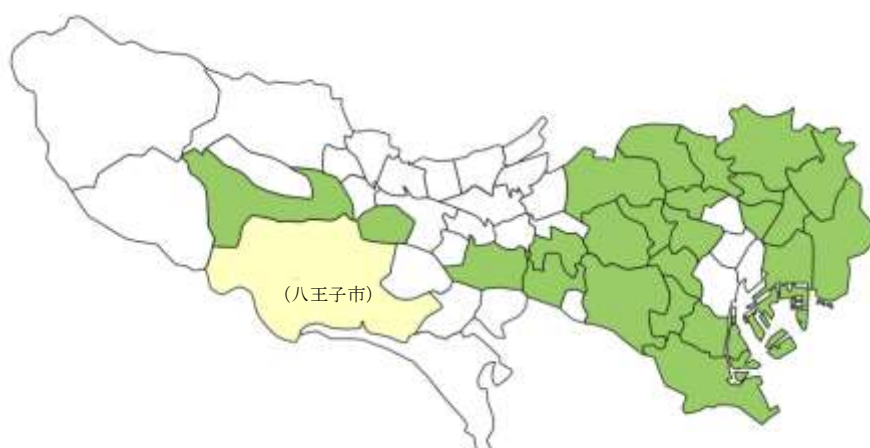
1 母子生活支援施設の概要、入所者、職員、委託事業など

都内母子生活支援施設の分布

現在、都内の母子生活支援施設は、24区市に在住し、八王子市(中核市のため、認可権が移行している)を含め、全32施設である。

全国でも最も多い施設数となるが、分布としては区部に偏っている。

施設の定員は、～10世帯が2施設、11世帯～20世帯が26施設、21世帯～30世帯が4施設である。



公立	民立	区部	市部
15施設	17施設	26施設	6施設

母子生活支援施設の暫定定員

母子生活支援施設は、国の通知上、各年度の事業実施に際して、各施設の前年度や直近3か年の在席世帯数などを利用して算定した数が、その施設の定員に満たない(=入所率が低い)場合には、その満たない数に定員を改定するか、暫定定員を設けることとされている。

(算定式の一例)

$[前年度の在籍世帯の延べ日数 \div 30.4 \text{ 日} \div 12 \text{ 月} (\text{小数点以下の端数切り上げ})] \times 1.11$ 以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

都内では、平成31年度において、32施設中17施設が暫定定員となる予定で、全体の半数を占めており、入所率の向上に係る検討が必要と言える。

(それぞれの区分けごとの暫定定員設定状況)

公立	民立	区部	市部
15施設中13施設	17施設中 4施設	26施設中16施設	6施設中 1施設

※特に公立施設については、暫定定員が目立つ状況となっている。

入所率の推移

入所率は、毎年少しずつ減少する傾向にある。これにより、暫定定員となる施設も増えている。
(措置費算定資料、母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(年度当初の入所世帯数推移)

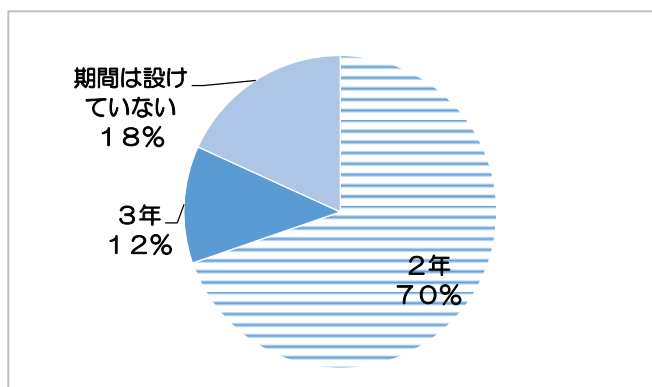
	世帯数	母	子	
平成31年4月1日現在(速報値)	448	448	645	※八王子市除く
平成30年4月1日現在	472	472	670	※八王子市除く
平成29年4月1日現在	508	508	726	
平成28年4月1日現在	552	552	771	
平成27年4月1日現在	553	553	759	
平成26年4月1日現在	560	560	769	
平成25年4月1日現在	572	572	806	
平成24年4月1日現在	564	564	807	
平成23年4月1日現在	591	591	845	
平成22年4月1日現在	619	619	891	

(直近期の年間入所率の比較)

	平成28年度	平成29年度	前年比
全体	76.3%	72.1%	94.4%
区部平均	77.3%	72.9%	94.4%
市部平均	72.2%	68.3%	94.6%
公立平均	73.2%	66.2%	90.3%
私立平均	79.2%	77.6%	98.0%

利用期間の取決め・平均入所期間について

利用期間について、多くの施設(自治体)が2年と設定している。平均入所期間も2年3か月と、概ね設定期間通りとなっているが、そもそも2年を原則とするルールは存在せず、これにより課題が解決しないまま退所するケースもある(後述)ため、必要に応じて見直しの必要があると考えられる。(母子福祉部会 紀要(平成29年度))



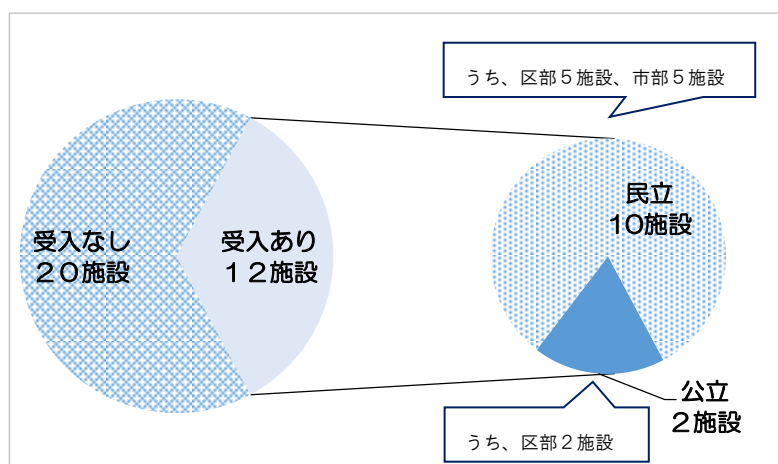
広域入所の受入について

広域入所(施設所在区市外の母子を受け入れるか)の実施について、20施設が実施していない。

また、広域入所を実施する施設について、協定定員(協定を結んだ自治体の母子のみ広域入所させる)により実施しているのが3施設、広域入所に関する規定(措置費以外に負担を求める場合がある)を設けた上で、どこの自治体からも受け入れるのが3施設、規定等は設けず、どこの自治体からも受け入れるのが6施設(うち5施設が市部)となっている。

全体として、区部や公立では広域入所が進んでおらず、市部は全施設で実施しているという偏りがみられる。

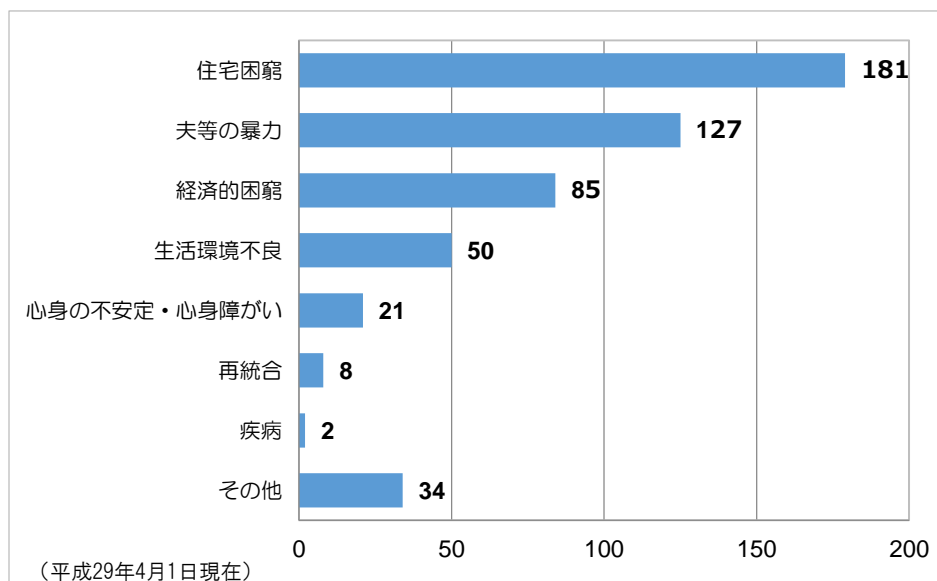
(平成30年度母子生活支援施設所在区市アンケート調査(平成30年8月1日現在))



入所者理由について

平成29年4月1日現在の入所理由をみると、「住宅困窮」が最も多くなっており、次いで「夫等の暴力」、「経済的困窮」が多くなっている。(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(入所理由)



児童虐待の状況について

児童虐待の割合は高く、28年度の総入所実世帯数のうち、約47%を占めている。母からの虐待の割合も高く、入所後も虐待が起きる可能性のある世帯も一定数存在する。(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(① 入所世帯のうち、これまでに虐待のあった世帯数(平成28年度中実績))

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
362	141	13	92	266

※複数回答あり

虐待者について

- ・実父:49%
- ・**実母:32%**
- ・**両親:8%**
- ・実父ではない母のパートナー:4%
- ・その他:6%

(② ①のうち、平成29年4月1日現在も虐待が継続している世帯数)

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
91	24	1	50	46

※複数回答あり

うち、児童相談所につながっているケース:29件

母子の精神的・身体的な状況について

平成29年4月1日現在の入所世帯について、母の33.8%、子の15.7%が何らかの障害等を有している。特に精神科等の受診率は高く、心理的、精神的な支援の必要性がうかがえる。

(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(人)

障害等	母		子	
	人数	割合	人数	割合
身体障害者手帳	5	1.0%	4	0.6%
療育手帳	8	1.6%	28	3.9%
精神障害者保健福祉手帳	25	5.0%	1	0.1%
精神科等受診	87	17.3%	23	3.2%
その他	45	8.9%	57	7.9%
合計	170	33.8%	113	15.7%

※割合は、平成29年4月1日時点の母と子の人数それぞれと比較

退所理由及び課題の解決状況について

平成28年度の退所世帯281世帯のうち、課題が未解決のまま退所した世帯は111世帯となり、全体の4割近くが、入所時の課題が解決しないまま退所していることがわかる。

未解決割合は、「利用期間満了」、「希望退所」、「結婚・再婚・復縁」などでは高くなる傾向にある。
(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(世帯)

退所理由	退所世帯数		未解決割合
		うち未解決	
住宅事情の改善(都住当選等)	86	25	29. 1%
利用期間満了	78	34	43. 6%
経済的自立	32	1	3. 1%
希望退所	31	18	58. 1%
日常生活・身辺、精神的自立	18	3	16. 7%
結婚・再婚・復縁	16	12	75. 0%
母子分離	13	12	92. 3%
その他(前夫からの追跡等)	7	6	85. 7%
合計	281	111	39. 5%

【希望退所の例】

実家や親族からの支援が受けられることになった／施設での生活が馴染まなかった・窮屈になった／施設入所がストレスになった／施設内の利用者間トラブル 等

職員の構成について（※八王子市所在施設を除く）

平成30年度の民間母子生活支援施設の職員平均勤続年数の平均は、約11年となっているが、構成としては、ベテラン職員と若手職員が多く、中堅職員が少ない(U字型)傾向にある。なお、過去5か年の平均を並べたところ、大きな変化は見られなかった。(措置費算定資料)

なお、公立施設については平均勤続年数を経年で取っていないものの、平成30年度の平均勤続年数は民間施設より少なく、約9年である。少ないところでは、約4年程度の平均勤続年数の施設も見られた。

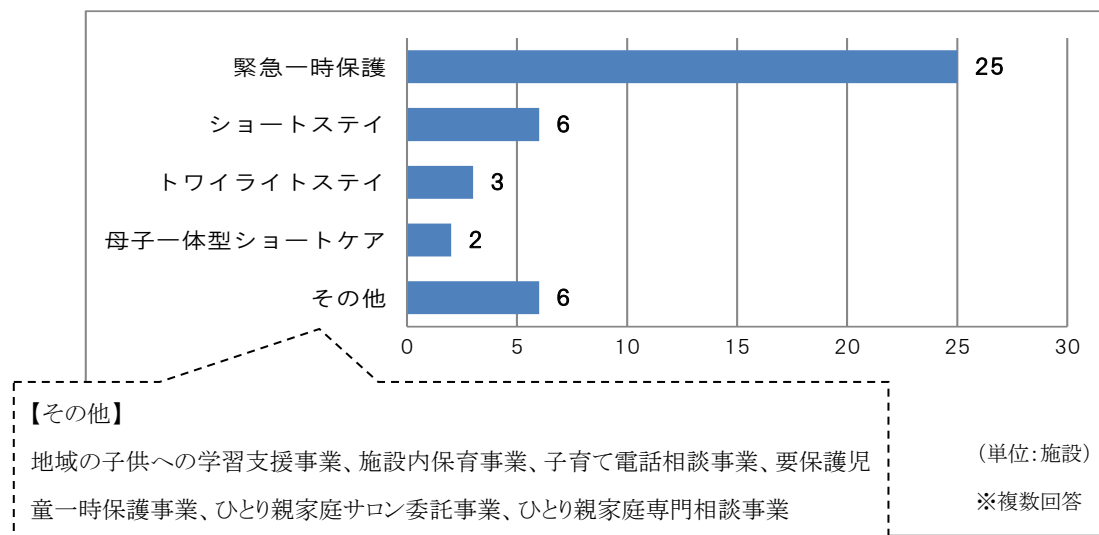
(民間母子生活支援施設の平均勤続年数)

	平均勤続年数
平成26年度	11年5か月
平成27年度	11年5か月
平成28年度	11年0か月
平成29年度	11年4か月
平成30年度	11年1か月

措置以外の、自治体からの委託事業について（※八王子市所在施設を除く）

母子生活支援施設は、通常の入所者への支援のほか、委託事業を区市から引き受けていることが多く、31施設中27施設が、何らかの事業を受託している。最も多い受託事業は、緊急一時保護事業である。

（平成30年度母子生活支援施設所在区市アンケート調査（平成30年8月1日現在））



母子生活支援施設の建物について

母子生活支援施設の歴史は古く、戦中・戦後まもなくから施設を運営している場合も多くあるため、近年多くの施設が改築を行い、又は改築の検討を行っている。

（平成31年4月1日現在の状況）

築年数	施設数
現在改築中の施設	2施設
1～5年の施設	2施設
6～10年の施設	6施設
11～19年の施設	6施設
20～29年の施設	10施設
30～39年の施設	2施設
40年以上の施設	4施設

2 施設や入所者に対する支援・補助等の実績

児童入所施設措置費

国、都、区市から施設への運営費

母子生活支援施設に入所する母子に対する費用として、国 1/2、都 1/4、区市 1/4(八王子市所在施設は、国 1/2、市 1/2)で負担している「児童入所施設措置費」が運営費として支払われている。

大まかに事務費、事業費に分けられ、事務費では、一般生活費や職員(心理療法担当職員など、専門的業務を行う職員も含む)の配置に係る加算等を支払い、事業費では、生活諸費や児童の教育に係る経費等を支払っている。

また、ボランティアや学習指導のために新規雇用された非常勤職員が、施設入所児童に学習指導を行った場合に支払われる「学習指導費」は、平成 27 年度の開始以降、順調に実績を伸ばしている。

(専門的な業務を行う職員等の配置状況 ※平成30年の状況、八王子市所在施設を除く)

	概要	実施施設数
心理療法担当職員	夫等からの暴力や虐待などによる心的外傷等のために心理療法を必要とする母子に対して心理療法を実施し、心理的な困難を改善する。	17施設 (公立6、国立11)
個別対応職員	虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う。	28施設 (公立14、国立14)
特別生活指導員	心身に障害等を有する母子や複雑な生活課題を抱える母子など、特に保護・指導が困難な母子が入所する施設に配置し、必要な支援を実施する。	12施設 (公立3、国立9)
基幹的職員	入所者の多様な課題に対応するために、施設での支援業務経験が概ね10年以上の者に所定の研修を受講させ、スーパーバイザーとして、職員の指導等を行わせることで職員の専門性の向上・質の確保を図る。	16施設 (公立7、国立9)

(学習指導の実施状況 ※開始後)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績(延児童数)	572人	489人	518人	539人

都は、民間社会福祉施設の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と社会福祉施設利用者の福祉の向上を図るために、独自の補助を実施している。

費目は、基本補助(施設規模別に、都として望ましいサービス水準の確保に必要な経費を「利用者一人当たりの単価」により補助する)と努力・実績加算補助(利用者の状況や施設における取り組みに対する努力及び実績に基づき補助する)に分けられる。

平成25年度に新たに創設した親子心理カンファレンス加算は、施設支援としての需要の高まりを受けて開始したものであるが、近年実施施設を少しずつ増やしている。

(努力実績加算の実績値推移 H27～29は翌年度確定時の実績報告数値、H30は年度内に承認した数値)

	27年度		28年度		29年度		30年度	
	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数
就労支援活動加算	15	494	16	471	15	527	15	575
特別援助加算	6	899	7	1153	8	1303	7	1085
心理ケア加算	15	2667	15	2740	14	2740	14	2599
未就学児加算	18	2692	18	2449	17	2436	17	2778
アフターケア加算	17	102	16	112	16	108	16	135
親子心理カンファレンス加算(※)	1	12	2	20	2	18	3	23

(※親子心理カンファレンス加算のみ、実績の単位が「月」となる。)

育児指導機能強化事業

国、都から施設への補助

施設が行う新たな取組への補助として、平成30年度より開始された。施設に「育児指導担当職員」を配置し、入所世帯以外に、地域で子育て中の家庭等からの相談に応じ、子育て方法を実践しながら伝えること等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図るものである。

施設に対しては、国 1/2、都 1/2(公立施設の場合には、国 1/2、都 1/4、区市(設置者)1/4となる)の負担割合で、育児指導担当職員の配置に係る経費を補助する。

開始間もないこともあり、昨年度の母子生活支援施設の実績は1件である。今後の活用が望まれるが、地域に相談、来所の場所として開かれる必要があるため、実施方法について今後検討する必要がある。

医療機関等連携強化事業

国、都から施設への補助

前述の育児指導機能強化事業とあわせて平成30年度より開始(スキームも同じ)。こちらは「医療機関等連絡調整員」を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童の円滑な受入を促進するものであるが、対象が児童のみ(母は対象外)であるため、昨年度の母子生活支援施設における実績はなかった。

母子生活支援施設の職員は、国や民間機関が主催する様々な研修に参加し、支援力の向上に努めている。これに加え、都では、独自に「社会的養護処遇改善加算対応研修」を東京都社会福祉協議会に委託し、実施している。なお、当該研修は、母子生活支援施設の職員だけでなく、児童養護施設や乳児院等の職員も同じ研修を受講することができる。また、研修の実施以外に、研修参加費の補助も行っている。

(平成30年度「社会的養護処遇改善加算対応研修」内容)

研修名	概要	実績
新しい社会的養育ビジョンについて考える	専門職のリーダー的業務を担っている職員を対象に、「新しい社会的養育ビジョン」に関する動向やその中における各種別の役割や現状等を学ぶ。	16名
スーパービジョン研修(専門性を実感するためには～トレーニングを通して～)	主任母子支援員等を対象に、職場でどのようなスーパービジョンを行うべきかを学ぶ。	12名
チームリーダーとスーパービジョン	チームリーダーを対象に、講義や演習を通して、チームケアの推進や新任職員等へのスーパーバイズについて学ぶ。	12名
里親支援の現状と今後の展開	里親支援に関わる専門職やリーダー的業務を担っている施設職員を対象に、里親支援に求められる観点や方法論、専門性等に関して学ぶ。	4名
子どもの育ちを支える小児健康管理	児童を健康面からも支えることができるよう。小児健康管理に関する基礎知識を学ぶ。	13名
チームケアを円滑にすすめるためのコミュニケーション	チームリーダーを対象に、チームケアをすすめるためのコミュニケーションやOJTの基本等を学ぶ。	5名
状況対応型のリーダーシップ論	主任母子支援員等を対象に、メンバー一人ひとりの成熟度を見極めてリーダーシップのスタイルを柔軟に使い分ける「状況対応型リーダーシップ論」と、職員育成のあり方を学ぶ。	6名
職員の共感疲労と支援者支援	専門職のリーダー的業務を担っている職員を対象に、共感疲労など、職務を通して疲弊する職員に対する「支援者支援」をどのように行うべきかを考え、学ぶ。	11名

都は、老朽化した母子生活支援施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めている。また、改築には満たないが、入居者の生活の改善に資する工事等(生活向上のための環境改善事業)についても、支援を行っている。

(過年度の実績)

	概要
平成26年度	○生活向上のための環境改善事業 10施設
平成27年度	○大規模修繕 1施設 ○生活向上のための環境改善事業 12施設
平成28年度	○改築 1施設 ○防犯対策 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 4施設
平成29年度	○改築 1施設、創設 1施設、大規模修繕 1施設 ○防犯対策 5施設 ○生活向上のための環境改善事業 4施設
平成30年度	○改築 2施設、創設 1施設 ○防犯対策 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 1施設

母子生活支援施設入所者に対する都営住宅の特別割当入居

都から入所者への支援

住宅困難により入所する母子も多く、都は、現に施設に入所している世帯を対象に、都営住宅の特別割当による入居を行っている。母子生活支援施設に対する割当戸数は、年間で52戸となっており、特に区部の都営住宅(現在の入所施設から近い住宅など)については応募が集中する傾向にある。

(過年度の実績)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
割当戸数	52戸	52戸	52戸	52戸	52戸
応募人数	94世帯	132世帯	110世帯	76世帯	85世帯
倍率	1.81	2.54	2.12	1.46	1.63

都は、母子生活支援施設への本入所による母子保護以外に、夫等の暴力からの避難等で、緊急に保護が必要な母子等に対し、区市町村が、母子生活支援施設やシェルター、民間アパートの一室、ホテル等に一時的に居室を確保し、保護を実施した場合に、「子供家庭支援区市町村包括補助事業」により独自に補助を行っている。

なお、当該事業は、母子世帯以外にも、父子世帯、単身女性も対象としており、父子世帯を母子生活支援施設に避難させることはできないが、区市によっては、父子はホテルの一室に避難させる形で対応している場合もある。

(過年度の実績)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施状況	39区市町	39区市町	41区市町	42区市町	42区市町
※町村部の母子に対しては、都が一括で緊急一時保護を実施					

前述の緊急一時保護のほか、都では「子供家庭支援区市町村包括補助事業」のメニューとして、見守りが必要な母子等に対し、区市町村が母子生活支援施設を活用して母子と一緒に滞在するショートステイを実施し、育児・家事指導を行う「母子一体型ショートケア」を実施している。

事業開始が平成24年度からで実績はまだ少ないが、特定妊婦、若年親、多子世帯等、課題を抱える母子を対象としており、ここでの短期間の支援を経て、本入所に繋がった事例もあるため、今後のさらなる積極活用が望まれる。

(過年度の実績)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施状況	1区	1区	1区	2区	2区